

大学設置基準

(昭和 31 年 10 月 22 日文部省令第 28 号)

最終改正：平成 18 年 3 月 31 日文部科学省令第 11 号

学校教育法第 3 条、第 8 条、第 63 条及び第 88 条 の規定に基き、大学設置基準を次のように定める。第 1 章 総則（第 1 条—第 2 条の 2）第 2 章 教育研究上の基本組織（第 3 条—第 6 条）第 3 章 教員組織（第 7 条—第 13 条）第 4 章 教員の資格（第 13 条の 2—第 17 条）第 5 章 収容定員（第 18 条）第 6 章 教育課程（第 19 条—第 26 条）第 7 章 卒業の要件等（第 27 条—第 33 条）第 8 章 校地、校舎等の施設及び設備等（第 34 条—第 40 条の 3）第 9 章 事務組織等（第 41 条・第 42 条）第 10 章 雜則（第 43 条—第 46 条）附則**第 1 章 総則****(趣旨)**

第 1 条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならぬようによることとはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(情報の積極的な提供)

第 2 条 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(入学者選抜)

第 2 条の 2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする。

第 2 章 教育研究上の基本組織**(学部)**

第 3 条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適當であると認められるものとする。

(学科)

第 4 条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

(課程)

第 5 条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

(学部以外の基本組織)

第 6 条 学校教育法第 53 条 ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下『学部以外の基本組織』という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 教育研究上適当な規模内容を有すること。

(2) 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。

(3) 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準に準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第 13 条、第 37 条の 2、第 39 条、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 を除き、『学部』には学部以外の基本組織を、『学科』には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

第 3 章 教員組織**(教員組織)**

第 7 条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

第 8 条 削除**第 9 条 削除****(授業科目の担当)**

第 10 条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下『主要授業科目』という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。

2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。